

意見の概要および市の考え方

No	意見の概要	市の考え方	修正
1 趣旨について			
1	滋賀県初のパートナーシップ宣誓制度の導入を本当に嬉しく思う。	本制度の導入により性的マイノリティに関する市民の理解が進み、市民一人ひとりが相手を思いやり、多様な価値観を認め合う社会の実現できるよう取組を進めてまいります。	なし
2 制度の概要について			
2	同性同士や一方が性的マイノリティである場合、住まいの問題(そもそも入居できるか、近所にどう思われるか)や親類へのカミングアウトの困難さ(一緒に生活を送る人の存在を近しい間柄の人に隠すことは難しい)などの課題があると考え、ため、「共同生活」という条件が当事者にとっては容易ではないと考える。そもそも共同生活が難しいとなると、制度利用のハードルが上がるのではと危惧する。 もし、共同生活が条件でないと、「共同生活は無理だ」と諦めている当事者からすると同居が条件ではないかと不安にさせてしまう文面である。	当事者の意向に反して、同居がかなわない場合もあると考えられるため、同居は求めています。共に生活をしている、パートナーであるという認識を持っていただいている必要はあると考えています。 ご指摘いただいた内容については、わかりやすい表現となるよう検討します。	修正
4 宣誓を行うことができる方について			
3	他市においては、同性カップルだけを対象とせず、事実婚を含めているところもある。事実婚カップルについても、夫婦同氏制度等、現在の婚姻制度での婚姻が難しく、事実婚のために不便や不利益を感じる部分があるため、導入段階では難しいかもしれないが、今後パートナーシップ対象の拡大を希望する。	性的マイノリティに対する差別や偏見によって、当事者の方がさまざまな困難を抱える状況は少なくないことから、本制度は夫婦に準ずる共同生活を行っているものの、証明する手段がなく、生きづらさを感じている2人の困難を解消することを目的として実施しています。	なし
4	「(1) 一方または双方が性的マイノリティのカップルであること。」という条件は削除して欲しい。他の自治体でも、この制度を望む異性愛かつシスジェンダー自認のカップルもいることが明らかになっている。この条件をなくしたほうがより包括的な制度になり、趣旨にある「誰もが自分らしく生きることのできる社会」の実現に近づくことができると思う。また、この記載があるために、制度を利用しようとする時点でカミングアウトを半ば強いているようにも感じられるので、心理的ハードルが高くなる恐れがある。是非、他市の事例を参照して頂きたい。	この取組を通して、人権意識の醸成を図り、性的マイノリティに対する偏見や差別の解消等につながることを期待しています。 宣誓者の要件の拡大については、今後の社会情勢等を注視してまいります。	なし
5	「(2) 一方または双方が市民であること。」とあるが、同性カップルは様々な事情により同居ができないことがあるため、この条件はそのまま維持して頂くようお願いしたい。	当事者の意向に反して、同居が叶わない場合もあると考えられることから同居は求めています。共に生活をしている、パートナーであるという認識は必要であると考えています。	なし
6	「(2) 一方または双方が市民であること。」とあるが、転入予定を含む方がよい。カップルで暮らすための住宅購入やそれにとまうローン契約、不動産の賃貸契約のために、パートナーシップ証明書が必要になる場合がある。彦根市の案の「12 民間サービスとの連携・協力について」で、「住宅ローンにおける配偶者同様の取扱い」についても触れているし、定住人口増にもつながると思う。	受領証等を発行したのち、転入ができなかった場合、その宣誓は無効となります。仮に、本市の交付した受領証等により行政・民間サービスを利用していると、その相手方に影響を与えることが危惧されます。宣誓者の要件の拡大については、今後の社会情勢等を注視してまいります。	なし

5 手続き方法について			
7	希望すれば個室で対応するなど、プライバシーに配慮した運用をすることを明記して欲しい。	導入に合わせて発行予定の手引き等に記載する予定です。	なし
8	必要書類を事前に郵送で受け付けることもできることを明記して欲しい。宣誓する日に書類の確認の時間がかからず、制度がより使いやすくなると思う。	書類等の不備がなければ、原則即日交付します。今後も、利便性の向上に努めてまいりたいと思います。	なし
(1) 予約について			
9	相手の希望日に対応ができないことも考えられるので、「希望に添えない場合がある。」「複数の希望日時を出してもらおう。」とするほうがいいのではないかと。また、前日の予約には対応できるのか。平日という表記では年末年始の対応が可能となると思うがいかがか。	希望日については、ご指摘のとおり希望に添えないことがある旨を導入に合わせて発行予定の手引き等に記載する予定です。なお、宣誓希望日の前日の予約については可能な限り対応したいと考えています。 「平日」の表記についてはご指摘のとおり、年末年始を想定していませんので追記等修正します。	修正
(2) 宣誓書の記入について			
10	二人とも来る必要があるならばその旨の記載があった方がよいと思う。	ご指摘のとおり、2人そろってお越しただく必要がある旨を導入に合わせて発行予定の手引き等に記載する予定です。	なし
(3) カードについて			
11	発行する「受領書カード」は、7 交付書類では「受領証カード」となっており統一した方がよい。	いずれも「受領証カード」に統一します。	修正
6 必要な書類について			
12	「宣誓日から3か月以内のもの」などの発行期限があったほうがよい。	ご指摘のとおり、発行期限については導入に合わせて発行予定の手引き等に記載する予定です。	なし
7 交付書類について			
13	彦根市のキャラクターであるひこにゃんの性別は「特に決まっていない。見た人の心に映ったままに」という設定であったと思う。まさにひこにゃんが性の多様性や、多様な価値観、誰もが自分らしく生きることのできる彦根市を象徴する存在であると感じている。ぜひ、交付書類においてもひこにゃんを活用してほしい。	頂いたご意見を参考にさせていただきます。	なし
9 受領証の返還について			
14	今後、滋賀県や近隣の他の自治体がパートナーシップ宣誓制度を導入した場合に、自治体間での転入・転居の際に受領証を継続して利用できるようにするなど、他の自治体との連携を検討して欲しい。また他の自治体の制度導入に向け、近隣自治体への働きかけや情報共有も行ってほしい。	他自治体との連携については、利用者の負担軽減など一定の効果が期待できることから近隣自治体をはじめとした他自治体の運用状況を踏まえながら検討してまいります。	なし
10 宣誓の無効 について			
15	「受領証明書等」は「受領証等」に統一した方がよい。	導入に合わせて発行予定の手引き等において統一します。	修正

11 利用可能となる行政サービスについて			
16	パートナーを健康保険の被扶養者にすることなど、男女の婚姻関係を結んでいる者と同様の権利を得られるようにしていくことが必要と考える。行政サービスの更なる拡充について検討してほしい。	健康保険における扶養の定義は健康保険法により定められており市の独自の判断で変更することはできませんが、課題の一つであると認識し、国の動向等の情報収集に努めます。また、今後宣誓受領証を活用できる行政サービスを増やしていけるよう、検討を進めます。	なし
17	婚姻制度と比較すると、パートナーシップの意義や効果は、同性カップルにとって非常に限定的なものである。彦根市の素案においても、宣誓の結果、利用可能となる行政サービスとして予定されていることが過少であると考え。長年にわたるパートナー関係にある当事者は、養子縁組をしていることも多い。今回の制度は養子縁組をしている当事者を除くとしているので、養子縁組を解消してまで(具体的には縁組無効の手続を踏んでまで)このパートナーシップ宣誓制度を利用する意味がないと考える当事者は、せっかく制度を導入しても利用を見送るはずである。ただ制度を導入するだけでなく、当事者視点に立って、宣誓制度の効果について充実させるよう、検討してほしい。 ①彦根市には市民病院がありますので、こちらでの面会や病状説明、手術同意について、パートナーとして何らかの権限を付するか、それが難しい場合、せめて市民病院で同性カップルのパートナーシップに「配慮」を行う旨、何かの規定にし関係者に周知徹底する。 ②犯罪被害者等支援に関し、市に条例があるので、この見舞金の支給対象に入れる(彦根市犯罪被害者等支援条例第4条関係)	本市では、法律婚のできない同性カップルの中には、相続等の法制度を活用するため養子縁組を選択している場合もあると考えていることから、養子縁組の解除は求めないこととしており、パートナーシップ関係に基づく養子縁組の場合は宣誓することができるよう、想定しています。 ご指摘いただきましたとおり、今後利用できる行政サービスについても拡大できるように、検討を進めてまいります。 ①市立病院では、従来から患者様ご本人が指定された方に対して面会や病状説明、手術同意について対応していますが、制度についての周知徹底は今後とも必要であると考えています。 ②本制度導入に的確に対応し、犯罪被害にかかる遺族見舞金の支給を受け取ることができる遺族に含めることができるよう、「彦根市犯罪被害者等支援条例」の改正にかかる手続きを進めているところです。	なし
18	利用可能なサービスを拡大していくべく、利用者の声をきき、随時見直しをすることを盛り込んで欲しい。利用可能なサービスが増えることで、この制度の趣旨にある「誰もが自分らしく生きることのできる社会」の実現に近づくことができる。是非、他市の事例を参照して頂きたい。	利用可能なサービスの拡大に向けて取組を進める旨を導入に合わせて発行予定の手引き等に記載する予定です。	なし
12 民間サービスとの連携・協力について			
19	民間企業やNPO等との積極的な連携をお願いしたい。是非、他市の事例を参照して頂きたい。	今後も利用可能な対象が広がるよう検討するほか、事業者の方々に対して制度の周知に努め、連携と協力をお願いしてまいります。	なし
11 利用可能となる行政サービスについて、12 民間サービスとの連携・協力について			
20	市は、この宣言制度が具体的に利用できる機会や場が増えるよう、更に努めて頂きたい。	今後も利用可能な対象が広がるよう検討するほか、事業者の方々に対して制度の周知に努め、連携と協力をお願いしてまいります。	なし

14 その他について			
21	市は、この宣言を申請したカップルがそのことによって奇異の目で見られたり、差別をうけることが無いように市民の理解を深める啓発をしっかり行って頂きたい。	性的マイノリティに関する市民の理解が進み、市民一人ひとりが相手を思いやり、多様な価値観を認め合う社会となるよう、性的マイノリティへの理解促進のための市民や事業者の方に対する啓発に取り組めます。	なし
22	都市間連携について、ぜひ検討してほしい。現在、国内でパートナーシップを導入している自治体は人口比で4割近くになっている。滋賀県でも、また近隣自治体でもパートナーシップ制度を導入するところは今後増えると思う。 都市間連携の導入によりすでに他府県、他市において宣誓を行っている場合には、手続きを簡略化できるよう検討してほしい。	「自治体間相互利用」として、制度を導入した自治体間で転出入する場合の手続きを簡素化することによる利用者の負担軽減など一定の効果が期待できることから近隣自治体をはじめとした他自治体の運用状況を踏まえながら検討してまいります。	なし
全体について			
23	パートナーの子どもを家族として証明するファミリーシップ制度の導入を検討して欲しい。ファミリーシップ制度がないと、市営住宅にて子どもと一緒に暮らせない、親権のない方のパートナーが親として認められず保育園での子どもの引き取りを拒否されるなどの問題が生じる恐れがある。	「ファミリーシップ制度」の導入については当事者の意見や他自治体の運用状況を踏まえながら検討してまいります。	なし
24	制度導入を歓迎します。制度導入により性的マイノリティの方々への理解が一層進むことを期待する。本制度の周知徹底を希望しつつ、「ファミリーシップ制度」の導入検討も進めてほしい。また、利用可能なサービスについて行政、民間サービスについても連携協力のうえ、進めてほしい。	本制度の導入により、性的マイノリティに関する市民の理解が進み、市民一人ひとりが相手を思いやる住みやすい彦根市になることを期待しています。「ファミリーシップ制度」の導入については当事者の意見や他自治体の運用状況を踏まえながら検討してまいります。また、利用できるサービスについては、民間企業の協力により拡大できるものだと考えていますことから、ご理解とご協力をいただけるよう、周知啓発に努めていきたいと考えています。	なし
25	まだまだ理解される人は少ないが、確実にLGBTQの存在は増えている。この制度を利用しない人でも性別に違和感を持つ人は多数いるので、その方でも通称名が使えるようになればいい。	ご意見として参考とさせていただきます。	なし
26	制度ができたからと言って、何もかもが最初から完璧に進むはずはないので、現場からの声を丁寧に聞き取り、修正を加えながら、より充実した仕組みができていくことを期待する。	本制度の導入により、性的マイノリティに関する市民の理解が進み、市民一人ひとりが相手を思いやる住みやすい彦根市になることを期待しています。	なし
27	本制度導入への反対意見・慎重意見もあると思うが、他の自治体の事例を見ると、制度があることで地域の当事者が可視化され、理解・啓発が進むことが期待できると考える。一刻も早く制度を必要としている当事者の声をこそ、重視して頂きたい。		なし

28	もし制度の利用者が少なければ、制度が形骸化するのでは、という懸念の声もあると思うが、利用者の寡多は問題ではない。この制度の導入自体が、「市は当事者の人権を守る」と示す力強いメッセージになり、若い当事者の希望になるだけでなく、当事者以外の市民の理解増進も期待できる。		なし
29	心無い非難やヘイトスピーチもあるかもしれないが、そうした人権無視の声に負けず、ぜひ彦根市をさらに魅力ある市にしていってほしい。		なし
30	滋賀県では初めてだそうです。7月1日時点では全国で110の自治体がこの制度を導入されている。この宣言制度を利用したい方たちが、そのために住居を移すことなく、自分たちが現在住んでいるところできるように、県や国全体に広がっていくことを望む。		なし